第26回委員会会議結果概要(案)

開催概要

日 時 平成21年7月30日(木) 17時30分~20時00分

場 所 船橋商工会議所

参加者数 47名

出席委員 18名(遠藤茂勝、工藤盛徳、倉阪秀史、榊山勉、清野聡子、宮脇勝、 及川七之助、上野菊良、竹川未喜男、三橋福雄、歌代素克、

> 後藤隆、佐々木洋晁、松崎利光、田草川信慈、荒木博美(代理) 大野二三男、鯉渕彰)

: 委員長

結果要旨

報告事項

第25回委員会の開催結果概要

資料1により事務局から報告があり、質疑応答及び意見交換が行われた。

第1回勉強会の開催結果概要

資料2により事務局から報告があり、質疑応答及び意見交換が行われた。

[主な意見及び対応]

- ・勉強会ということなので、「保全区域内で整備する方向で海側には手をつけないこと となった」とあるが、決定事項ではないのではないか。
- ・決定事項ではなく、そういう意見があったということ。

緑化試験の経過報告

資料3により事務局から報告があり、質疑応答及び意見交換が行われた。

[主な意見及び対応]

・試験結果は、当初の予測と比べてどうか。

事務局回答

ブルーシートの下に穴を開けなかったため土のうにカビが生え劣化が激しかったので、開けた方が良かったのではと考えている。

- ・今の試験位置が海浜植物に適した位置なのか考えた方がよい。モニタリング調査の際に留意してほしい。
- ・試験では、植物に手を加えることを考えているか。

事務局回答

手を加えずに、植物の生育や遷移を見ていく予定である。

- ・試験では草ばかりを植えたが、シャリンバイなどの木も考えてもいいのではないか。
- ・緑化試験の経過を見学するために現地に入れるようにしてほしい。

事務局回答

常時開放するのは管理瑕疵の問題があるのでできないが、緑化試験のモニタリン グ調査の実施時に見学させることは可能である。

・ふなばし三番瀬海浜公園で他機関等で海浜植物を調査したデータがあるので、これ を考慮して試験を行ってほしい。

現地見学会開催状況(砂付け試験)

資料4により事務局から報告があり、質疑応答及び意見交換が行われた。

[主な意見及び対応]

- ・流出防止工で入れた石に生物がつくか調べてほしい。
- ・流出防止工の外側に砂が付いているので、流出防止工を撤去しても砂が流れ出さないので、撤去してもよいのではないか。
- ・まだ試験が始まったばかりであり、長いスパンで見ていただきたい。
- ・流出防止工は漁港に砂が流れ込むのを防止するために設置したので、撤去すること は了解できない。
- ・天然の干潟のように砂が移動する状況が理想であるが、航路維持上の理由などがあり無理である。自然と人の利用に配慮し、どのあたりを落としどころにするか。
- ・実現化試験計画等検討委員会では、砂が移動するケースと移動しないケースの試験 を行う予定である。試験実施のために、護岸のモニタリングのため測線について県 内部で調整が必要なため、調整を進めていただきたい。
- ・流出防止工による影響を考慮して、試験結果を理論的に整理してもらいたい。

議題

平成22年度の実施計画について

資料 5 により事務局から説明があり、質疑応答及び意見交換が行われた。

[主な意見及び対応]

・再生計画では900m区間は平成22年度完了の予定となっているが、実際はいつ 完了するのか示すべきではないか。

事務局回答

今年度、委員会で護岸バリエーションについて意見がまとまれば、平成22年から1、2年のうちには完了するための予算を確保したいと考えている。

護岸パリエーションの検討について

資料6により事務局から説明があり、質疑応答及び意見交換が行われた。

[主な意見及び対応]

・小段部に柵は設置しないのは分かったが、天端にも設置しないのか。

事務局回答

天端にも設置しない。海岸は原則自由使用であり、各使用者が自分の責任で使用 していただく。ただし、注意看板の設置は考えている。 ・緑化を行う箇所は、階段と階段の間だけか。

事務局回答

バリエーション区間の天端についても考えていきたい。

・1頁に記載の「第2期まちづくり地区前面での整備の基本的な考え方(案)」の3番目にある防護についての記載は、1番目に記載すべきではないか。

事務局回答

記載順は、今後検討する。

・保全ゾーンと親水ゾーンを明確に分ける必要性はないのでないか。

事務局回答

900mをまとめて検討するよりは、ゾーン分けして検討した方が意見がまとまりやすいということで、分けて検討してきた。

・「海域をこれ以上狭めない」や「できる限り海に張り出さない構造とする」という表現は、さまざまな受け取り方をされる恐れがあるため、使用しないでもらいたい。また、2ページの左上図のように海岸保全区域の海側に×と記載するのはやめてもらいたい。

事務局回答

表現方法について、今後検討する。

・「海の中に入って遊ぶ等の利用は行わない」とはどういうことか。

事務局回答

保全ゾーンとして位置づけ、乱積みでの整備を考えているため、人が入っていく と危険なのと、A.P. 3 m以下は生物の生息空間に配慮したため、A.P. 3 m以下での 人の利用は行わないと考えた。

・「人為的な影響を制限する」とはどういうことか。

事務局回答

保全ゾーンとして位置づけ、生物への配慮から、人為的な影響を制限するように 考えている。

- ・この区間を保全ゾーンとする理由がはっきりしていないため、親水ゾーンと保全ゾーンに分けるのはやめてほしい。
- ・護岸は自由に入っていいのか。

事務局回答

海岸は原則自由に使えるが、危険な場所には人為的な施設を造ることが必要であり、地元の考え方にもよる。

- ・目標を記載する場合は、事業計画に記載された目標のとおり記載したほうがよい。
- ・緑化試験の結果が良ければ、バリエーション区間以外でも緑化をするようにしても らいたい。緑化は波の影響を考え、スロープの上部で止めるのがよい。
- ・現在の海岸保全区域内で防護した場合、背後の胸壁高は4.1mにもなり高すぎる。 胸壁を建てると景観上印象が変わるので、基本断面も考え直す必要がある。
- ・柵は絶対に設置しないのか。

事務局回答

断面や背後地の利用が変更となった場合等は、設置が必要となることも考えられる。

- ・県内で市町村が管理している海岸についての資料を次回の委員会で出してもらいたい。管理について、どれだけ地元の協力が得られるかということが最終的な設計にかかわってくるため、県と市で早急に話を進めてもらいたい。
- ・胸壁の設置については現実的な問題なので、そろそろ関係者に話をしていかないと 事業が終わらなくなってしまう。
- ・人の利用と生物への配慮について、どちらをどの程度重視していくか、定量的に示してもらいたい。
- ・海の生き物は、人が入って無制限に採ってしまうと、供給するものが無い限り全滅 してしまう。生き物の保全は必要である。

市川市塩浜1丁目海岸再生事業(護岸整備)について

資料7により地域づくり推進課から説明があり、質疑応答及び意見交換が行われた。 [主な意見及び対応]

- ・市としては、安全・環境・親水を基本として考えている。人が水辺に近づける構造 を考えている。干潟再生が環境のためによいと考えている。
- ・前面に干潟化を図ることを県が了解したのであれば問題がある。
- ・なぜ親水性に重点をおくのか。

地域づくり推進課回答

親水性に配慮しつつ、安全性に重点をおいている。

- ・1丁目護岸については、再生会議での検討が先ではないか。
- ・1丁目護岸について本委員会で検討していくことが了承されたので、今後の手続き について詰めてもらう。

傍聴者からの意見

- ・海域をこれ以上狭めないことを尊重してもらいたい。
- ・2 丁目のバリエーションにおいて、環境保全に配慮するのであれば海岸保全区域内で整備してもらいたい。